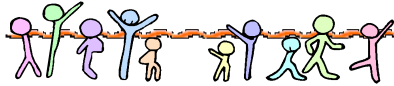


ぼうさい



発行 平成19年11月10日 5号

NPO セーフティネット ぼうさい

〒948-0003

十日町市本町 6-3

連絡先(代表 尾身誠司)

電話 025-752-7353

FAX 025-752-7376

E-mail tbk119@jeans.ocn.ne.jp

地震活動期？

代表理事 尾身誠司

3年前中越地震に襲われあんな恐ろしい経験したのは初めてです。もう地震は来ないと思っていた人が大半でした。過去の余震が頻繁に続く地震の場合大きな余震が来て納まるということも聞いていました。7月16日に発生した「中越沖地震」がそうかと思いましたが。しかしそうではなく新たな地震だったので

す。
平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」に始まり、16年「中越地震」17年「福岡県西方沖地震」18年「宮城県沖地震」19年「能登半島地震」「中越沖地震」と相次ぎました。

我々の年代では昭和39年「新潟地震」が記憶に新しい地震だと思えます。地震の専門家は「活動期」に入ったという人もいます。

過去の活動期は昭和18年「鳥取地震」20年「三河地震」21年「南海地震」23年「福井地震」戦争の打撃とこの連続した大震災に想像がつかない苦労だったと思います。それから60年新たな活動期というのです。「東海地震」から150年が経過、「東南海・南海地震」から60年、恐れている地震が発生する可能性が高いのです。また大正12年「関東大震災」から100年になろう

としています。「首都直下地震」も心配です。地震は地球の営みです。避けては通れない実態なのです。地球にしてみれば何千年、何億年と続いている現象です。ただ江戸時代、大正時代と違うのは建物構造、交通形態、生活様式です。そこからまったく違う被害が生じるということですから。被害予想を出しています。想像がつかないのが実際かも

しれません。科学の力は地震予知を可能にしています。「緊急地震速報」が10月から運用されました。自衛隊、消防、警察の緊急援助隊は人員と装備をフル活用し災害に対処してくれるでしょう。

IT社会。パソコンなしで事務処理ができないところまで来ています。地震等災害に対処するためにも同様です。二重三重のバックアップは備えているとは思いますが、危機状態ではないものが危機になる危険も生じる事を忘れないで欲しいと思います。昨年の防災セミナーで大学の教授が「文明社会が生み出す危険」というような内容でお話がありました。「常に機械により安心安全が保たれているとすると、機能しなくなったりとき人間は何もできなくなっている。それそのものが危機である。」と

「中越地震の教訓は生

かされたか

中越地震を教訓として市民、市町村、県、国は様々な対策を講じてきた。まず国は住宅を耐震化することにより人的被害を軽減するため十年間に耐震率90パーセントにすると発表した。新潟県も公共建築物は90～100パーセント住宅は87パーセントを目標としました。市町村の対応は耐震診断を実施し、耐震改修の促進を図るということで、今年度で3年になります。診断実施も予想より申込みがなく後2年で終了するかもしれませんが。診断費用は7万円から10万円ですが何れの場合でも個人負担は1万円です。耐震診断は人間ドックと同じです。自分の家は大丈夫。診断結果が怖くていやだ。などといわずこの機会を利用しましょう。今年度

から耐震診断を実施した家に対して耐震改修補助が実施されています。

県・市町村地域防災計画の見直しがされました。ほとんどなかった自主防災組織の設立が83パーセントになりました。地域コミュニティーの良さが震災時を乗り越えたこと。その教訓が活かされたのです。地域防災力の強化は市町村にとって一番大切であり、実効が難しい課題です。

被災経験の市町村は経験を生かし協力をしました。特に復旧・復興のノウハウは専門家になっていきましたから大きな力になったことでしょう。

このように国・自治体は防災行政として職務であり、当然のこととあります。自衛隊・消防・警察は更に教訓として生かすでしょう。問題は個人がこの教訓を

どう生かしたかです。

中越沖地震の被災者が言っていました。「地震は他人事だと思っていた。来てみて初めて分かった。」全てを語っていると思いません。対岸の火事で傍観していた付けが来たということです。あの時備えをしておけばよかったです。被災しない市町村を含め、この二つの地震を教訓として備えをしない限り同じことになります。



ぼつさいメモ

18年6月から住宅に火災警報器の設置が義務化されました。

新築住宅はその時から設置が必要ですが、既存の住宅も23年5月末までに設置しなければなりません。

原則として2階建て以上の住宅で階段、2階以上の寝室に煙感知器を設置します。台所など火を使用する場所は熱式感知器を任意で設置できます。管内の建物は3階で面積も大きく感知器が個別で警報を発しますので住宅全体に知らせる方式をとったほうが安全です。防災設備業者に相談してみてもいいかでしょう。